

議案第75号

平成26年度小松島市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度小松島市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,762,598千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,351,491	166,189	3,517,680
	1 地方交付税	3,351,491	166,189	3,517,680
14 国庫支出金		2,738,703	136,721	2,875,424
	1 国庫負担金	2,060,305	81,949	2,142,254
	2 国庫補助金	671,216	54,772	725,988
15 県支出金		959,341	54,274	1,013,615
	1 県負担金	578,754	39,487	618,241
	2 県補助金	295,619	7,209	302,828
	3 県委託金	84,968	7,578	92,546
16 財産収入		41,039	571	41,610
	1 財産運用収入	4,039	571	4,610
17 寄附金		5,100	12,640	17,740
	1 寄附金	5,100	12,640	17,740
21 市債		2,132,900	518,400	2,651,300
	1 市債	2,132,900	518,400	2,651,300
歳入	合計	14,873,803	888,795	15,762,598

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		204,997	△192	204,805
	1 議会費	204,997	△192	204,805
2 総務費		1,475,994	66,886	1,542,880
	1 総務管理費	1,182,507	57,773	1,240,280
	2 徴税費	176,609	△5,393	171,216
	3 戸籍住民基本台帳費	58,731	6,894	65,625
	4 選挙費	34,876	6,863	41,739

	5 統 計 調 查 費	12,256	977	13,233
	6 監 查 委 員 費	11,015	△228	10,787
3 民 生 費		6,313,567	191,682	6,505,249
	1 社 会 福 祉 費	1,870,408	156,463	2,026,871
	2 老 人 福 祉 費	670,958	12,971	683,929
	3 児 童 福 祉 費	2,139,175	10,228	2,149,403
	4 生 活 保 護 費	1,295,745	11,818	1,307,563
	6 人 権 対 策 費	334,491	202	334,693
4 衛 生 費		1,691,141	4,891	1,696,032
	1 保 健 衛 生 費	581,097	△720	580,377
	2 清 掃 費	1,110,044	5,611	1,115,655
6 農 林 水 産 業 費		227,402	7,577	234,979
	1 農 業 費	220,835	7,577	228,412
7 商 工 費		54,899	△157	54,742
	1 商 工 費	54,899	△157	54,742
8 土 木 費		982,271	51,307	1,033,578
	1 土 木 管 理 費	25,638	2,390	28,028
	2 建 築 管 理 費	44,681	2,821	47,502
	3 道 路 橋 梁 費	228,785	7,758	236,543
	7 都 市 計 画 費	263,097	32,206	295,303
	8 住 宅 費	167,903	6,219	174,122
	9 下 水 道 費	234,631	△87	234,544
9 消 防 費		383,889	94,191	478,080
	1 消 防 費	383,889	94,191	478,080
10 教 育 費		1,666,058	113,166	1,779,224
	1 教 育 総 務 費	239,344	52,018	291,362
	2 小 学 校 費	147,801	16,050	163,851
	3 中 学 校 費	648,428	2,784	651,212

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼 稚 園 費	109,389	△791	108,598
	5 社 会 教 育 費	152,812	284	153,096
	6 人 権 教 育 費	31,678	△394	31,284
	7 保 健 体 育 費	122,204	46,271	168,475
	8 学 校 給 食 費	214,402	△3,056	211,346
12 公 債 費		1,853,152	358,873	2,212,025
	1 公 債 費	1,853,152	358,873	2,212,025
13 諸 支 出 金		15,433	571	16,004
	2 基 金 費	12,433	571	13,004
歳 出	合 計	14,873,803	888,795	15,762,598

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
市 道 整 備 事 業 債	5,000	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従うも のとする。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還 期限を短縮し若しくは繰上償 還又は低利に借換えすること ができる。
臨 時 財 政 対 策 債 借 換 債	304,800			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
農 業 用 施 設 整 備 事 業 債	7,400	2,000	9,400
河 川 等 整 備 事 業 債	5,700	19,300	25,000
防 災 対 策 事 業 債	464,900	32,400	497,300
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	4,200	34,600	38,800
義 務 教 育 施 設 等 整 備 事 業 債	341,400	30,700	372,100
臨 時 財 政 対 策 債	600,000	89,600	689,600

議案第 76 号

平成 26 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,215 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,676,215 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		100	79,215	79,315
	1 繰越金	100	79,215	79,315
歳入合		8,597,000	79,215	8,676,215

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪事業費		8,589,900	79,215	8,669,115
	1 総務費	119,620	△2,326	117,294
	2 競輪開催費	8,469,685	1,541	8,471,226
	3 諸支出金	595	80,000	80,595
歳出合		8,597,000	79,215	8,676,215

議案第 77 号

平成 26 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 541,284 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		158,704	△1,833	156,871
	1 一般会計繰入金	158,704	△1,833	156,871
5 繰越金		0	7,748	7,748
	1 繰越金	0	7,748	7,748
歳入	合計	535,369	5,915	541,284

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		28,711	149	28,860
	1 総務管理費	28,351	149	28,500
2 後期高齢者医療広域連合納付金		502,826	5,766	508,592
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	502,826	5,766	508,592
歳出	合計	535,369	5,915	541,284

議案第78号

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,020,239千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,252,589	47,719	1,300,308
	1 国庫負担金	819,148	29,022	848,170
	2 国庫補助金	433,441	18,697	452,138
4 県支出金		235,866	6,665	242,531
	2 県補助金	199,736	6,665	206,401
8 繰入金		410,610	6,748	417,358
	1 繰入金	232,149	6,748	238,897
11 繰越金		0	31,912	31,912
	1 繰越金	0	31,912	31,912
歳入	合 計	4,927,195	93,044	5,020,239

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		66,120	6,748	72,868
	1 総務管理費	63,783	6,748	70,531
2 保険給付費		3,311,267	77,700	3,388,967
	1 一般療養諸費	2,686,200	51,400	2,737,600
	4 一般高額療養費	360,300	26,300	386,600
10 諸支出金		4,471	8,596	13,067
	1 諸支出金	40	8,596	8,636
歳出	合 計	4,927,195	93,044	5,020,239

議案第79号

平成26年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成26年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,703,744千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		794,256	1,522	795,778
	2 国庫補助金	182,097	1,522	183,619
7 繰入金		619,311	8,067	627,378
	1 繰入金	536,447	8,067	544,514
9 財産収入		146	79	225
	1 財産運用収入	146	79	225
10 繰越金		0	28,373	28,373
	1 繰越金	0	28,373	28,373
歳入	合計	3,665,703	38,041	3,703,744

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		88,878	9,589	98,467
	1 総務管理費	56,515	9,584	66,099
	3 介護認定審査会費	31,802	5	31,807
2 保険給付費		3,487,525	11,885	3,499,410
	1 介護サービス等諸費	2,975,511	11,885	2,987,396
4 諸支出金		13,110	16,567	29,677
	1 償還金及び還付加算金	12,954	16,488	29,442
	3 基金費	146	79	225
歳出	合計	3,665,703	38,041	3,703,744

議案第 80 号

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 87 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 350,074 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		234,631	△87	234,544
	1 他会計繰入金	234,631	△87	234,544
歳入合計		350,161	△87	350,074

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		132,505	△87	132,418
	1 建設費	132,505	△87	132,418
歳出合計		350,161	△87	350,074

議案第 87 号

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例について

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮したうえで、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象者となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は

居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年小松島市規則第9号）第13条の別表第2の13の項の事由による休暇を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合
2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ市長と協議して、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての小松島市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

（小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 職員の休業に関する状況

（小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第15条の4 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

議案第 88 号

小松島市行政手続条例の一部を改正する条例について

小松島市行政手続条例（平成 9 年小松島市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市行政手続条例の一部を改正する条例

小松島市行政手続条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。
目次中「第4章 行政指導（第30条～第34条）」を「第4章 行政指導
第4章の2 処分

（第30条～第34条の2）

等の求め（第34条の3）」に改める。

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第6号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続きを経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法令に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第35条の見出しを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小松島市市税賦課徴収条例の一部改正)

2 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第133号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 89 号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年小松島
市条例第 10 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年4月1日条例第10号）の一部を次のとおり改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号，第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め，同項第2号中「第4条第2項第3号，第8号，第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は，平成27年1月1日から施行する。

議案第90号

小松島市社会福祉憲章条例の一部を改正する条例について

小松島市社会福祉憲章条例（昭和46年小松島市条例第9号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市社会福祉憲章条例の一部を改正する条例

小松島市社会福祉憲章条例(昭和46年小松島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条第5号中「及び戦傷病者」を削り、「バス無料優待券」を「バス無料優待証及び利用券」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小松島市社会福祉憲章条例の規定により交付されているバス無料優待券は、この条例による改正後の小松島市社会福祉憲章条例の規定により交付されたバス無料優待証とみなす。

議案第91号

小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

小松島市国民健康保険条例（昭和35年小松島市条例第4号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小松島市国民健康保険条例（昭和35年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、この条例による改正後の小松島市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 92 号

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を
改正する条例について

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 16 年
小松島市条例第 17 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「面積が10ヘクタール未満の風致地区内」を「風致地区（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。）内」に改める。

第2条第1項中「面積が10ヘクタール未満の」を削り、同条第2項第13号ウを次のように改める。

ウ 認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送（放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項ただし書きに規定するラジオ放送をいう。以下同じ。）の業務（共同聴取業務に限る。以下同じ。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15m以下であるものの新築（有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転

第2条第3項に次の2号を加える。

（9） 独立行政法人森林総合研究所

（10） 独立行政法人国立病院機構

第3条第1項第5号を次のように改める。

（5） 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（エに掲げるものを除く。）

第3条第1項第25号中「認定電気通信事業」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業」に改め、同項第31号中「同法第56条の10第1項」を「同法第78条第1項」に、「同法第57条1項」を「同法第92条第1項」に、「同法第69条第1項」を「第109条第1項」に、「同法70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 93 号

財産の取得について

各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 12 月 5 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

購入物品	水槽付消防ポンプ自動車
購入予定価格	41,040,000円
内 訳	水槽付消防ポンプ自動車1台 38,000,000円 消費税 3,040,000円
購入の相手方	徳島市中昭和町2丁目15番地 徳島防災株式会社 代表取締役 鶴田 勝重
納入期限	平成27年3月31日

議案第94号

市道の路線の認定について

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を別紙のように認定する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線をつぎのとおり認定する。

路線名及び路線の区間

整理番号	路線名	区 間	起点 終点	重要な経過地	備考
3676	立江76号線	立江町字新開173番地先			
		立江町字新開150番地先			
3731	櫛淵31号線	櫛淵町字中田161番地先			
		櫛淵町字中田162番地先			

議案第95号

市道の路線の変更について

道路法第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を別紙のように変更する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、つぎのとおり市道の路線を変更する。

路線名及び路線変更の区間

整理番号	路線名	新旧	区間	起点 終点	重要な経過地	備考
1011	立江櫛渕線	新	立江町字清水183番2の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
			櫛渕町字左近田121番地先			
		旧	立江町字清水183番2の地先			
			櫛渕町字左近田19番地先			
3612	立江12号線	新	立江町字新開166番地先			県営ほ場整備事業（立江新開地区）に伴う換地処分による起点の変更。
			立江町字新開109番1の地先			
		旧	立江町字新開63番1の地先			
			立江町字新開109番地先			
3663	立江63号線	新	立江町字豊田225番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の延伸。
			立江町字黒須116番1の地先			
		旧	立江町字豊田225番1の地先			
			立江町字扇山95番地先			
3665	立江65号線	新	立江町字中ノ坪130番8の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
			立江町字中ノ坪170番地先			
		旧	立江町字中ノ坪3番1の地先			
			立江町字中ノ坪42番1の地先			
3703	櫛渕3号線	新	櫛渕町字久友152番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による起終点の変更。
			櫛渕町字外開153番1の地先			
		旧	櫛渕町字久友40番1の地先			
			櫛渕町字内開49番1の地先			
3708	櫛渕8号線	新	櫛渕町字太田84番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による起終点の変更。
			櫛渕町字木原139番地先			
		旧	櫛渕町字太田14番1の地先			
			櫛渕町字木原13番地先			
3714	櫛渕14号線	新	櫛渕町字中田161番地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による終点の変更。
			櫛渕町字中田155番地先			
		旧	櫛渕町字中田3番1の地先			
			櫛渕町字中田88番地先			

議案第96号

市道の路線の廃止について

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を別紙のように廃止する。

平成26年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、つぎのとおり市道の路線を廃止する。

路線名及び路線変更の区間

整理番号	路線名	区間	起点 終点	重要な経過地	備考
3702	櫛渕2号線	櫛渕町字内開70番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による廃止。
		櫛渕町字内開11番地先			
3705	櫛渕5号線	櫛渕町字新作11番1の地先			県営ほ場整備事業（立江櫛渕地区）に伴う換地処分による廃止。
		櫛渕町字新作32番1の地先			